

徳島県告示第二百六十六号

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号。以下「規則」という。）第七条第一項の規定に基づき、令和七年度徳島県立総合看護学校（第一看護学科）入学試験を次のとおり実施する。

令和六年六月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

- 1 一般入学試験（規則第七条第二項に規定する入学試験をいう。以下同じ。）
令和七年一月八日（水曜日）及び同月九日（木曜日）午前九時から午後五時頃まで
- 2 推薦入学試験（規則第七条第三項第一号に規定する学校等の長から推薦された者について実施する学科試験の一部を免除された入学試験をいう。以下同じ。）
令和六年十一月一日（金曜日）午前九時から午後五時頃まで
- 3 社会人入学試験（規則第七条第三項第二号に規定する学校長が定める要件を満たす者について実施する学科試験の一部を免除された入学試験をいう。以下同じ。）
令和六年十一月一日（金曜日）午前九時から午後五時頃まで

二 試験の場所

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

三 受験資格

- 1 一般入学試験
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項に該当する者（令和七年三月までに卒業（修了）見込みの者を含む。）

2 推薦入学試験

県内に所在する高等学校又は中等教育学校の長の推薦のある令和七年三月卒業見込みの者

3 社会人入学試験

学校教育法第九十条第一項に該当する者であり、令和七年四月一日時点で、満二十一歳以上の者

四 入学願書等の提出期限

- 1 一般入学試験
令和六年十一月一日（金曜日）から同月二十九日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月二十九日までの消印があれば受け付ける。

2 推薦入学試験

令和六年九月二十四日（火曜日）から同年十月四日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月四日までの消印があれば受け付ける。

3 社会人入学試験

令和六年九月二十四日（火曜日）から同年十月四日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月四日までの消印があれば受け付ける。

五 入学願書等の提出先

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

六 入学試験手数料

七 五千五百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書に貼り付けること。）
その他

○この試験についての詳細は、募集要項を参照するほか、徳島県立総合看護学校（電話
〇八八―六三三―六六一）に問い合わせること。